

令和6年度事業計画書

社会福祉法人みつなみ会

特別養護老人ホームみどりの森
地域密着型介護老人福祉施設ふるとねの郷
指定短期入所生活介護事業所みどりの森
指定通所介護事業所みどりの森
第一号通所介護事業所みどりの森
居宅介護支援事業所みどりの森
配食サービス
生計困難者に対する相談支援事業
地域貢献活動

目 次

I. 社会福祉法人みつなみ会	3
II. 特別養護老人ホームみどりの森	7
III. 地域密着型介護老人福祉施設ふるとねの郷	12
IV. 指定短期入所生活介護事業所みどりの森	17
V. 指定通所介護事業所みどりの森	20
VI. 第1号通所介護事業所みどりの森	25
VII. 指定居宅介護支援事業所みどりの森	26
VIII. 宮代町高齢者等配食サービス	28
IX. 生活困窮者に対する相談支援事業	29
X. 地域貢献活動	30

社会福祉法人みつなみ会

1 基本方針

社会福祉法人みつなみ会は、「社会、地域における福祉の発展・充実」を使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的運営に努めるとともに、多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む「公共性・公益性」の高い法人を目指し、地域の信頼を得るべく重点目標に実現を図り行動実践をしていきます。

また地域社会におけるセーフティネットを構成する社会資源として、地域に暮らす人々に安心をもたらし、真に信頼される社会福祉法人を目指し、良質な福祉サービスの提供とともに、多様化・複雑化する生活課題、福祉需要への積極的かつ柔軟な対応と、適切な組織づくりに努めていきます。

これから求められる非営利性サービスに積極的に取り組み、情報開示・情報提供を通じた高い透明性、倫理性、組織統治の確立及びそれらに必要とされる人材育成に留意していきます。そして組織マネジメントを含む組織力、経営基盤の強化を図り、良質なサービスの提供を維持する安定性を兼ね備えた法人運営を行います。

2 事業

- (1) 特別養護老人ホームみどりの森
- (2) 介護老人福祉施設ふるとねの郷
- (3) 指定短期入所生活介護事業所みどりの森
- (4) 指定通所介護事業所みどりの森
- (5) 指定居宅介護支援事業所みどりの森
- (6) 生計困難者に対する相談支援事業

3 年間計画

別添 社会福祉法人みつなみ会 年間行事予定表

6月下旬・・・決算理事会 定時評議員会

3月下旬・・・第2次補正理事会、次年度予算

※ 4～3月の期間で理事会・臨時評議員会

4 重点目標

- ・個別ケアを視野に入れた業務改善を図る
- ・施設内外研修による、サービス向上を主とした職員全体のスキル向上を図る
- ・職員の働きがい、幸せを実感できるキャリアアップ制度を構築する

① みつなみ会 研修計画

令和6年度

回	施設内研修	研修開催月	
1	倫理・コンプライアンスルール	4月	事務所
2	感染症対策第1回研修 食中毒について	5月	栄養課
3	虐待防止第1回研修・プライバシー 事故発生防止の為に第1回研修 (入浴介助)	6月	介護課
4	褥瘡対策 精神疾患高齢者に対する研修・口腔ケアについて	7月	看護課・介護課
5	認知症・身体拘束1・介護予防・アクティビティについて	8月	介護課
6	事故発生防止の為に第2回研修・虐待防止第2回研修	9月	通所
7	感染症対策第2回研修(インフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス)・緊急時対応救急措置研修	10月	看護課
8	看取り研修	11月	看護課各課代表
9	認知症について	12月	居宅
10	高齢者身体拘束第2回研修	1月	介護課
11	災害対策について	2月	各課代表
12		3月	

② 各課年間目標

事務所

目 標

- ・衛生管理・危機管理の構築
- ・親切丁寧な接客業務
- ・正確迅速な事務処理と節約
- ・事務所のチームワークと各課との連携

行 動

- ・昨年に引き続き施設内での感染防止に努め、万全な対応をする。
- ・笑顔で新設に対応する。
- ・相手の目線に立って考える。
- ・整理整頓をし、コスト削減を心がける。
- ・各課との情報の共有を確認し、適切な対応及び行動をする。

生活相談員

目 標

- ・長期入所者の安定化のため、入退所の適切かつ迅速な対応を実践していく
- ・利用者様やご家族様の意向を汲みとり、行事や外出の機会を設け、より良い支援を

行っていく。

- ・ 新型コロナウイルス等の感染症対策を講じ、適切な対応策を講じる

行 動

- ・ 次期入所者の把握と迅速な入所選定を行い、三事業所の円滑な稼働を図り、ベッド稼働率 97%を目指す
- ・ 昨年よりも多くの行事、特に外出の機会を設けられるようにしていく
- ・ 感染症、特に新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、蔓延させない

介護課

目 標

- ・ 事故防止に努める
- ・ 利用者の気持ちに寄り添う

行 動

- ・ 常に意識し続け、妨げる事故を減らす
- ・ 職員間で問題を共有し解決する
- ・ 利用者の希望に添えるように各課で連携し合う

看護課

目 標

- ・ 思いやりと責任感のある施設看護
- ・ 感染症予防に心掛ける。

行 動

- ・ 各課との連携を取り、報告し意見を共有、入所者の立場になり、安心安全な看護を行う。
- ・ 職員一人ひとりが感染症リスクに対して重んじて業務にあたる。

通所介護

目 標

- ・ 新規利用者の獲得
- ・ 介護報酬改正の理解
- ・ LIFE の活用

行 動

- ・ 居宅介護支援事業所への積極的なアピール。
- ・ 全職員が介護保険の改定について理解する。
- ・ デジタル化に対応できる体制を整える。

ふるとねの郷介護課

目 標

- ・ 私は感染症予防をします
- ・ 私は言葉遣いに気をつけます

- ・私は入居者の希望にそったケアをします

行 動

- ・3つの合言葉を常に意識して現場に入ります。

居宅介護支援

目 標

- ・今の暮らしを継続しその方らしい生活を維持できる様支援します。

行 動

- ・利用者及び家族の意向を十分伺い適切な選択ができるよう様支援します。
- ・地域における社会資源を活用できる様提案します。
- ・利用者のニーズに沿ってサービスが効果的に利用できる様提案及び説明をし、自己決定出来るようにします。

栄養課

目 標

- ・衛生基準の向上
- ・業務が円滑に流れる職場づくり
- ・利用者様の皆様に喜んでいただけるメニューの研究・提供を行う

行 動

- ・5S（清潔・清掃・整理・整頓・習慣づけ）の履行
- ・一人で判断せず、周囲に相談・確認をする
- ・原点回帰・自分自身を見つめなおし、利用者様に喜ばれる料理を作る心構え盛り付けにも配慮する

特別養護老人ホームみどりの森

1 基本方針

要介護状態にある利用者個々の生命・自由及び幸福追求に対する権利を保障しながら、自立支援を積極的に行い在宅での生活が困難な利用者を積極的に受入れ、可能な限り家庭と同様な日常生活が過ごせるような介護を基本方針とします。また、地域における高齢者福祉の拠点施設として地域社会との交流を深め、施設の機能を積極的に地域に開放します。

2 目標

- ・ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ感染症、ノロウイルス感染症等、感染予防の徹底
- ・ 利用者の安全・安楽の確保
- ・ 利用者個別のケアプランの策定・実践・評価
- ・ 利用者の心身機能及び生活の活性化を図るためのアクティビティサービスの充実
- ・ インターネットや情報公開等を通じ施設運営の透明性を図る

3 利用者サービス

(1) 生活相談及び援助

以下の事に留意しながら援助を行う

- ・ 季節感あふれる行事の実施、レクリエーション、野外活動、クラブ活動の実施
- ・ 残存機能の低下を防ぎ、積極的なリハビリの実施
- ・ 利用者同士の関係の改善や調整を行う
- ・ おむつの随時交換の実施とおむつ外しの促進
- ・ 寝たきり防止の観点から離床の促進
- ・ 身体拘束廃止に向けた取り組みの徹底
- ・ 家族との関係維持及び一時帰省の推進
- ・ 認知症の利用者様の一貫した介護方針の遂行
- ・ よりよい生活を送って頂く為のケアプラン作成と実行
- ・ 利用者の人権を尊重し、プライバシーの確保に努める
- ・ 日常的なリハビリテーション及び、アクティビティ活動の実施
(身体の維持向上をめざし、メリハリのある生活が送れるよう援助する)
- ・ 利用者のケアプランを個別に作成し、ケアカンファレンスを必要に応じて開催し職員の統一したケアの実践
- ・ 看取り介護の実施 (終末期のケア)

(2) 環境の整備

- ・ 施設内外の美化と利用者周辺の整理整頓に努め特に換気・通気に注意する
- ・ 寝具類は常に清潔を保ち、寝巻きや衣類についても常に清潔を保つ
- ・ ボランティアを積極的に受け入れ、園外での買い物や外食等の場を設け社会参加により生活に変化をもたせる
- ・ 園庭、花壇等の活用にて利用者の生活に楽しみを与える（園芸療法の実施）
- ・ 災害時も踏まえ、節電の奨励をする

（3）健康管理

- ・ 感染予防の為、毎日検温と状態観察に努める
- ・ 利用者の健康状態を迅速かつ的確に把握し、関連病院（鈴木医院）及び医師との連絡・連携を常に保ち疾病の予防、治療に努める
- ・ 適時の診療に心掛け、異常の早期発見・早期治療を行う
- ・ 水分補給を常に行い、脱水症状の予防に努める
- ・ 適切にバイタルのチェックを行い、健康の増進を図る
- ・ リハビリテーションを計画的に実施し、残存機能の活用を促進する
- ・ 医師（鈴木医院）による回診 週2回

（4）食事

- ・ 衛生管理に努め、安全でおいしい食事の提供に努める
- ・ 季節感や祭事を取り入れおいしく、楽しい食事に努める
- ① 七夕流しそうめん・土用の丑の日・納涼祭
- ② 彼岸（ぼたもち）・収穫祭
- ③ クリスマス会のケーキ作り・餅つき・蕎麦打ち・七草粥・鏡開き
- ④ 節分・バレンタインディ・ひなまつり・桜餅作り・彼岸（おはぎ）など
- ・ バイキングを取り入れ、食事に変化を持たせる
- ・ 手作りおやつを実施し、楽しいティタイムに努める
- ・ 季節の行事食を取り入れ、楽しい食事に努める
- ・ 食事の摂取状況、利用者の心身の状況、嗜好に応じた適切な栄養量の供給に努める
- ・ 給食会議を月1回開催し、食事内容の検討や改善に努める
- ・ 医師の指示箋に基づき、療養食を提供する

<栄養ケア・マネジメントの実施>

- ・ 利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて他職種協働により栄養ケア・マネジメントを実施する
- ・ 6ヶ月に1回、利用者の食事状況を説明し、ご家族の意向を聞く

<経口維持加算の実施>

- ・ 誤嚥力低下、とろみ対応の利用者を対象に、経口の持続に努める
- ・ 経口維持会議の実施・・・月1回
- ・ 栄養ケア・カンファレンスの実施
施設長、事務長、相談員、管理栄養士、看護師、介護職・・・月2回

- (5) 排泄
- ・ 排泄の自立を促すため、身体機能を最大限活用した援助を行う
 - ・ 利用者の精神的な面やプライバシーを考慮し、排泄介助を行う
 - ・ 適時・適切な排泄介助を必要に応じて行い、利用者の清潔を保つ
 - ・ オムツ外しを奨励し、なるべくトイレでの排泄を目指す

- (6) 金銭管理
- ・ 預り金の適正な管理を行う
 - ・ 適正金額の所持に心掛ける
 - ・ 預り金の適時明示を行う

4 防災計画（年2回実施）災害時計画 水害時、震災時（年1回）

防犯計画（年1回）

利用者様の生命と財産を守るため、消防署の協力とともに必要な訓練を行う

- ・ 防災訓練の定期的な実施
- ・ 避難訓練の定期的な実施
- ・ 防犯訓練の定期的な実施
- ・ 防災意識の確認と対策
- ・ 防災設備の定期的点検と実施
- ・ 防犯意識の確認と対策

5 会議及び研修

(1) 会議

より良い処遇をめざして定期的を開催する

- ・ 会議の種類
 - ① 連絡会議 月2回
 - ② 処遇会議 月2回
 - ③ 各課会議 月1回
 - ④ 給食会議 月1回
 - ⑤ 安全対策会議 月1回
 - ⑥ 身体拘束廃止会議 月1回

(2) 研修

職員の資質向上を図り、より良いサービスを提供できるよう、知識及び技術の修得、向上並びに自己改革に努める

施設内研修

- ①適時、施設長・医師又はその他の人による講義・演習等を行う
- ②定期的に月に1回勉強会を行う

- ・ 施設外研修
全社協・県社協・埼玉県・研修センター等の研修に参加するとともに、その他の研修も積極的に参加していく

- ・ その他常時自発的に自己啓発に努める

6 行事

令和6年度 年間行事

2024年	4月	お花見	桜を見に行く
	5月	運動会	運動会 ふるとねの郷と合同
	6月	バス遠足	外出し、地域との交流をもつ
	7月	七夕	流しそうめん
	9月	敬老会	式典開催
	10月	秋祭り	園庭にて、地域の方との交流を図る ふるとねの郷と合同
		収穫祭	園庭で秋の味覚を味わう ふるとねの郷と合同
	12月	クリスマス会	ご家族と一緒に楽しんでいただく
2025年	1月	初詣	鷲宮神社参拝
	2月	節分	豆まき バレンタインディ 手作りおやつ
	3月	ひな祭り	手作り桜餅 ホワイトディ 手作りおやつ
		桃祭り	古河運動公園桃祭り ふるとねの郷と合同

随時

- * 誕生日会 手作りデザート
 - * 美容 エステ（お化粧品 ネイルサロン ハンドマッサージ）
 - * 買い物ツアー ご自分のお好きな物を購入
 - * 外食ツアー 美食ツアー 甘味ツアー
 - * お花ツアー ラベンダー コスモス ポピー 藤棚 紅葉等
 - * 訪問売店 お菓子 副食 衣類
 - * 映画鑑賞 月1回施設内DVD上映
- * 個人の希望を十分にくみとり、外出、外食、随時散歩、近隣の店で買い物等を楽しむ等、柔軟な対応を志し、地域の社会資源を利用することにより、交流を深め、地域に根ざした施設づくりをすすめる

7 ボランティアの受け入れ

年間を通して様々なボランティアの方に来て頂けるような開かれた施設づくり

を目指し、高齢者福祉が地域の方々とともに推進出来るよう努める

(1) 定期的なボランティアの受け入れ予定

団体名	人数	内容	活動日
吟遊会	10名ほど	新舞踊・民舞	奇数月第2火曜日
笛	6名	演奏	随時
人形劇団みやしろ	3名ほど	紙芝居	毎月第3水曜日
宮代民族舞踊連盟	5名ほど	新舞踊・民舞	随時
民話	2名ほど	昔話	偶数月第4月曜日
傾聴ボランティア	4名	傾聴	毎月第1水曜日
生け花クラブ	3名	生け花指導	随時
ハーモニカ演奏	1名	演奏	毎月1回
音楽レク	1名	歌	毎月2回
アコーディオン	1名	演奏 歌	随時

(2) 不定期のボランティアの受け入れ予定

- ・ 施設の行事参加
- ・ 近隣のボランティア団体

8 実習生の受け入れ

- (1) 高等学校・介護職員基礎研修課程など
- (2) 教員免許特例法による介護体験年間受け入れ計画

地域密着型介護老人福祉施設ふるとねの郷

1 基本方針

要介護状態にある利用者様個々の生命・自由及び幸福追求に対する権利を保障しながら、自立支援を積極的に行います。なお、宮代町在住の在宅生活が困難な利用者様を積極的に受入れ、在宅生活に近い生活を提供し、また、宮代町における高齢者福祉の拠点施設として地域社会との交流を深め、地域交流スペースを積極的に活用し地域に開放します。

2 目 標

- ・ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ感染症、ノロウイルス感染症等、感染予防の徹底
- ・ 利用者の安全・安楽の促進
- ・ 利用者個別のケアプランの策定・実践・評価
- ・ ユニットケアの実施
- ・ 利用者の心身機能及び生活の活性化を図るためのアクティビティサービスの充実

3 利用者サービス

(1) 生活相談及び援助

- ・ 利用者、家族のご相談を丁寧にお聞きし、迅速に対応する
- ・ 基本的人権と人格を尊重し自己決定を尊重する
- ・ 在宅生活の継続が出来、生活習慣、生活様式の継続に努める
- ・ 残存機能の活用、生活のリハビリを行う
- ・ 利用者の安全、安楽の促進を図る
- ・ 身体拘束をしないケアを行う
- ・ 利用者の人権を尊重しプライバシーの確保を行う
- ・ 認知、精神障害を有する利用者様の行動障害、精神症状を理解し適切な統一したケアを行う
- ・ 利用者個別のケアプランの策定、実践、評価を行い個別ケアを行う

(2) 環境の整備

- ・ 利用者が自分の住まいと思える環境作りを行う
- ・ 施設内外の美化と利用者様身辺の整理整頓に努め、特に換気・通気を行う
- ・ リネンは必ず週に1回以上交換し、利用者の寝具を常に清潔に保つ
- ・ ボランティアの受入れをし、また園外での買い物や外食等の場を設け、社会参加により生活の活性に努める
- ・ 園庭、花壇等の活用にて利用者楽しんでもらう（園芸療法の実施）

(3) 健康管理

健康に対する欲求を充足させるため利用者の実態を的確に把握し、関連病院（鈴木医院）及び医師との連絡・連携を常に保ち疾病の予防、治療に努める

- ・ 感染予防に努め、毎日検温、状態観察を行う
- ・ 適時の診療に心掛け、異常の早期発見・早期治療を行う
- ・ 水分補給をまめに行い、脱水症状の予防に努める
- ・ 定期的にバイタルのチェックを行い、健康の増進を図る
- ・ リハビリテーションを計画的に実施し、残存機能の活用を促進する。
- ・ 医師（鈴木医院）による回診 週1回
- ・ 訪問マッサージ 希望者のみ

(4) 食事

- ・ 衛生管理に努め、安全でおいしい食事の提供に努める
 - ・ 利用者の心身の状況、嗜好に応じた適切な栄養量の供給に努める
 - ・ 利用者の状態に応じた、食べやすい食事を提供し、盛り付けに工夫する
 - ・ ユニットにおける食事の楽しい雰囲気作りに努める
 - ・ 季節感や行事食を取り入れ、楽しい食事に努める
 - ・ バイキングの実施 ・桜餅作り
 - ・ 七夕流しそうめん・納涼祭
 - ・ 収穫祭
 - ・ 餅つき・蕎麦打ち
 - ・ 節分 ・ひなまつり・桜餅作りなど
 - ・ 給食会議を月1回開催し、食事内容の検討や改善に努める
 - ・ 医師の指示箋に基づき、療養食を提供する
- < 栄養ケア・マネジメントの実施 >
- ・ 利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて他職種協働により栄養ケア・マネジメントを実施する
 - ・ 6ヶ月に1回、利用者の食事状況を説明し、ご家族の意向を聞く
- < 経口維持加算の実施 >
- 誤嚥力低下、とろみ対応の利用者を対象に、経口の持続に努める
経口維持会議の実施・・・月1回

(5) 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、身体機能を最大限活用した援助を行う
- ・ 利用者の精神的な面やプライバシーを考慮し、排泄介助を行う
- ・ 適時・適切な排泄介助を必要に応じて行い、利用者の清潔を保つ
- ・ オムツ外しを奨励し、なるべくトイレでの排泄を目指す

(6) 入浴

- ・ 身体の清潔をはかり、皮膚の新陳代謝をよくする
- ・ 排泄作用の促進、睡眠の助長をはかる
- ・ 入浴方法、入浴時間を利用者が選択する
- ・ プライバシーの保護しなるべく個室に努める

(7) 金銭管理

- ・ 預り金の適正な管理を行う
- ・ 適正金額の所持に心掛ける
- ・ 預り金の適時明示を行う

4 防災計画（年2回実施）災害時計画（年2回）水害時、震災時 防犯計画（年1回） 利用者の生命と財産を守るため、消防署の協力とともに必要な訓練を行う

- ・ 防災訓練の定期的な実施
- ・ 避難訓練の定期的な実施
- ・ 防犯訓練の定期的な実施
- ・ 防災意識の確認と対策
- ・ 防災設備の定期的点検と実施
- ・ 防犯意識の確認と対策

5 会議及び研修

(1) 会議

より良い処遇をめざして定期的を開催する。

- | | | | | | |
|------------|-----|-----|--------|-----|-----|
| ・ 連絡会議 | ・・・ | 月2回 | 処遇会議 | ・・・ | 月1回 |
| ・ 各課会議 | ・・・ | 月1回 | 給食会議 | ・・・ | 月1回 |
| ・ ユニット会議 | ・・・ | 月1回 | 安全対策会議 | ・・・ | 月1回 |
| ・ 身体拘束廃止会議 | ・・・ | 月1回 | 褥瘡対策会議 | ・・・ | 月1回 |

(2) 研修

- ・ 職員の資質向上を図り、より良いサービスを提供できるよう、知識及び技術の修得と向上並びに自己改革に努める
- ・ 施設内研修
適時、施設長・医師又はその他の人による講義・演習等を行う
定期的に月に1回勉強会を行う
- ・ 施設外研修
全社協・県社協・埼玉県・研修センター等の研修に参加するとともに他施設の見学を行う
- ・ その他常時自発的に自己研鑽に努める

6 行事

(1) 令和6年度年間行事予定

2024年	4月	お花見	桜を見に行く
		春の遠足	外出にて気分転換を図る
	5月	母の日	写真撮影
		運動会	みどりの森にて入居者との交流を図る
	6月	父の日	写真撮影
	7月	七夕	流しそうめん
	9月	敬老会	園内にて式典
	10月	秋祭り	みどりの森園庭
		収穫祭	みどりの森にて合同で園庭にて昼食会
	12月	クリスマス会	ご家族とクリスマス会
		餅つき	餅つき
		蕎麦うち	蕎麦打ちの実演
2025年	1月	初詣	宇ノ宮神社に参拝
		新年会	各ユニット入居者の初顔合わせ会
	2月	節分	豆まき
		バレンタインディ	手作りおやつ
	3月	ひな祭り	手作り桜餅
		ホワイトディ	手作りおやつ

(2) その他

- ・ お楽しみ風呂
- ・ お誕生日会
- ・ DVD上映 (月1回)
- ・ 巡回売店 週1回 (お菓子、佃煮、果物等)
- ・ 買い物ツアー

個人の希望を十分にくみとり、随時散歩、図書館の利用、近隣の店で買い物等を楽しんでいただけるように柔軟な対応を目指し、地域の社会資源を利用することにより、交流を深め、地域に根ざした施設づくりを進める

7 ボランティアの受け入れ

利用者様の生活にメリハリを持たせ、生活の中に楽しみを見出し、より多くのボランティアの受け入れを積極的に行い地域交スペースの活用と開放を行う

ボランティア名	人数	内容	活動日
おたまじゃくし	2名	演奏と歌を楽しむ	隔月
ハーモニカ演奏	1名	ハーモニカ演奏を楽しむ	月1回
お茶会	3名	抹茶と和菓子を楽しむ	年2回
カラオケ倶楽部	1名	音楽ボランティア	月1回

傾聴ボランティア	2名	傾聴	月1回
生け花倶楽部	1名	生け花	随時
アコーディオン演奏	1名	音楽を楽しむ	随時

8 実習生の受け入れ

より多くの実習生の介護の実習現場の提供を、利用者の方々の生活に支障をきたさない範囲で行う。

指定短期入所生活介護事業所みどりの森

1. 基本方針

要支援又は要介護状態にあるご高齢者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2. 目標

- ・ 利用者の心身の状況に応じた適切なサービスの提供を行う
- ・ 家族との連携により利用者の生活意欲の向上を目指す
- ・ 在宅介護でのご家族の介護負担軽減、リフレッシュ効果を図る
- ・ 緊急の際にも迅速な受け入れ及び迅速な対応を心懸けます
- ・ 利用者の残存機能の活用
- ・ 在宅生活継続の一翼を担う
- ・ 利用者やご家族をはじめ、外部の方々への接遇マナーの徹底

3. 事業内容

(1) サービス内容

① 入浴、排泄、食事等の介護

- ・ 利用者の身体の状況に合わせた浴槽（一般浴槽又は特殊浴槽）を使用し、1週間に2回以上の入浴を実施する。また、衣類の着脱や洗髪、洗身、身体の清拭の介助を必要に応じて行う。
- ・ 利用者の心身の状況に応じて、排泄や移動等に必要な介助を行う。また在宅での生活に支障をきたさないように、なるべく在宅と同様の排泄介助、移動の介助や見守り等を行う。
- ・ 利用者の嗜好、身体の状況等を踏まえた食事の提供と、食事の準備や後始末、食事摂取等の介助を行う。またバランスの取れた栄養摂取を心がけ、疾病の方や生活習慣病の方には必要な特別食等の提供を行う。

② 機能訓練

- ・ 利用者が在宅での日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止し、積極的に機能訓練の実施をする。
- ・ 利用者の心身の活性化を図るため、レクリエーションや趣味的活動、季節に応じた行事を行う。

③ 健康管理

- ・ 定期的な健康チェック等により利用者の健康状態を的確に把握し、異常の早期発見、早期治療に努める。また嘱託医及び協力医療機関との連携を保ち疾病の予防や治療を行う。

④ 相談・援助

- ・ 利用者及びその家族の在宅生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

⑤ 送迎

- ・ 障害の程度、地理的条件、家庭の都合等により送迎を必要とする利用者様については送迎を行う。また必要に応じて、送迎車両への乗降及び移動の介助を行う。

(2) 施設の日課と月間及び年間予定

① 入所時の日課	06:30	起床
	07:30	洗面
	08:00	朝食
	10:00	お茶、健康チェック
	10:30	リハビリ、レクリエーション
	12:00	昼食
	13:00	休憩
	14:30	入浴
	15:00	お茶、おやつ
	16:00	レクリエーション 梅ほし体操
	18:00	夕食
	20:00	就寝

② 実施予定

- ・ 機能訓練 毎日実施
- ・ レクリエーション 毎日実施
- ・ リネン交換 入退所時及び週1回以上
- ・ 理髪 第2、第4火曜日（希望者のみ）
- ・ 口腔体操

③ 年間予定

4月	花見
5月	運動会
7月	七夕
9月	敬老会
10月	秋祭り 収穫祭
12月	クリスマス会 餅つき そば打ち
1月	正月、初詣
2月	豆まき
3月	ひな祭り

(3) 家族及び他事業者との連携

- ・必要に応じて家族との面会を行い、利用者の心身の状態等の情報交換や家庭における介護等の相談、助言等を行う。
- ・居宅介護支援事業者、保健医療サービス事業者及び福祉サービス事業者との連携を図り、指定短期入所生活介護サービスの開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療又は福祉のサービスを利用できるよう、必要な援助を行う。

(4) 防災訓練

- ① 火災などの災害発生時に的確な行動がとれるよう、訓練を実施する。
- ・総合訓練（5月、11月）
消防署と協力し、非常通報、初期消火、避難誘導等の総合訓練を行う。

(5) 会議、研修

- ① 職員の資質向上と充実したサービスの提供を図るため、定期的に会議、研修を実施する。

- | | | |
|------|---------|-------|
| ・ 会議 | ・ ケア会議 | 月 2 回 |
| | ・ 連絡会議 | 月 2 回 |
| ・ 研修 | ・ 施設内研修 | 月 1 回 |
| | ・ 施設外研修 | 随時 |

指定通所介護事業所みどりの森

1 基本方針

利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2 目標

- 1 新規利用者の獲得
- 2 介護報酬改正の理解
- 3 LIFE の活用

3 事業計画

(1) サービス事業

- ・ 生活指導
個々の状態を把握し、身体状況や精神状況に応じた生活の指導を行なう。
- ・ 個別機能訓練
残存機能の維持・増進及び減退を防止するため、看護師の指導の下により個別的な訓練項目を組み立て、機能回復の訓練を行う。
- ・ 運動器機能向上訓練
要支援の利用者が、自主的に運動を行えるように目標を持って筋力等の低下防止を主とする機能訓練を行う。
※マシントレーニング機器を導入し、身体機能の回復及び維持向上を図る。
- ・ 認知症
認知症高齢者の受け入れと対応の強化を行う。

(2) レクリエーション活動

利用者が自ら選択した倶楽部活動に参加することで、楽しみながら生活意欲を向上していく。季節の行事に合わせたイベント、レクリエーション活動を実施する

- ・ 休息
利用者の希望や体調の状態によって、ベッドで休息をとる。
- ・ 健康チェック
健康状態を把握するため脈拍・検温・血圧測定を行います。異常が認め

られた場合は、状態に応じて休養して様子観察後、必要に応じてご家族に連絡し、家まで送迎します。また、3ヶ月に1回体重測定を行う。

- ・ 送迎

利用者の自宅まで、通所介護の車で送迎する。

- ・ 入浴

施設での入浴を希望される方に対して、身体状況に応じた入浴サービスを行う。またプライバシーの尊重に努め気持ちよく入浴が出来るように対応する。

希望者には足浴を行う。

- ・ 食事

栄養士が立てた献立により、栄養のバランスや季節の行事を取り入れた食事や、その方に適した食事を提供する。

- ・ 季節感のある行事食やバイキングを取り入れる。

(3) 利用日及び時間

- ・ 利用日 毎週月曜日～土曜日 (年始1日～3日を除く)
- ・ 利用時間 午前9時20分～午後4時40分

(4) 年間行事等

- ・ 日課 別欄
- ・ 週間予定 別欄
- ・ 年間予定 別欄

(5) 家族との連携強化

サービスの質を高めるため、家族との連携強化を図ります。連絡帳や電話などにより、利用者の状態把握及び連絡事項の伝達を行います。また、他の在宅機関と情報交換等を行う。

(6) 各種ボランティアの受け入れ

地域と密着した福祉事業を目指し、個人ボランティア及びボランティア団体の受け入れを行う。

- ・ 音楽クラブ
- ・ 蕎麦打ち (毎月)
- ・ 宮代ハーモニカの演奏会
- ・ おたまじゃくしの演奏会 (隔月)
- ・ 紙芝居 (毎月) ・ 民話 (隔月) ・ 篠笛
- ・ 太極拳&マジック
- ・ 幸手高校のチンドンパフォーマンス
(コロナの影響で中止する場合あり)

(7) 日課表

8:00	早番出勤 送迎車運行
9:00	遅番出勤 入浴準備
9:20	利用者到着
	↓
9:30	健康チェック・お茶
	↓ 入浴 マシントレーニング 個別機能訓練
11:30	
	↓ 昼食準備
12:00	
	↓ 昼食 休息
13:00	予防体操 お散歩倶楽部
	↓
14:00	全体体操 (看護師による)
	↓
14:15	倶楽部活動 (運動系)
	↓ おやつ
	↓ 個別機能訓練
15:30	倶楽部活動 (頭脳系)
16:30	送迎準備
	↓
16:40	送迎車運行
	↓ 片付け・明日の準備
17:00	早番終了
	↓
18:00	送迎到着 遅番終了

(8) 週日課表

午前	午後
<ul style="list-style-type: none"> ・入浴 ・趣味活動 ・口腔体操 ・マシントレーニング ・リラクゼーションベット 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練 ・予防体操 ・ボール体操 ・倶楽部活動 ・レクリエーション ・歌

(9) 年間行事予定

<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 お花見 園芸倶楽部 外出外食ツアー 茶道倶楽部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月 運動会 甘味ツアー ハロウィンパーティー
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 評価測定 (体重測定) 園庭ランチ 端午の節句 菖蒲湯 藤の花見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月 評価測定 (体重測定) 文化祭
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 父の日 北海道物産展 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月 ゆず湯 クリスマス会&忘年会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月 七夕祭り 暑気払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 新年会 (まぐろづくしメニュー) 七草粥
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月 ミニ納涼祭 (模擬店など) 評価測定 (体重測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月 節分 評価測定 (体重測定)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月 敬老会 買い物ツアー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 ひな祭り (料理倶楽部) お花見ツアー

(10) 活動中の倶楽部

<u>教養コース</u> (西田ゼミ)	<u>健康コース</u>	<u>趣味コース</u>	<u>外出コース</u>
政治経済倶楽部	お散歩倶楽部	手芸倶楽部	探訪倶楽部
文学歴史倶楽部	マシントレーニング	料理倶楽部	食べ歩き倶楽部
新聞報道倶楽部	リハビリ予防体操	カラオケ倶楽部	お買物倶楽部
英語倶楽部	お昼寝倶楽部	美容倶楽部	社会見学倶楽部
地理地学倶楽部	ロコトレ倶楽部	美食倶楽部	
生物化学倶楽部		園芸倶楽部	CLUB 31
実験倶楽部		書道倶楽部	CLUB 51
		将棋・囲碁倶楽部	
		茶道倶楽部	

(1 1) 料理人によるスペシャルメニュー
・和・洋・中のお楽しみワンプレートランチ

(1 2) その他
・ 毎週火曜日と金曜日に 移動スーパー とくし丸
・ 回覧板とポスターでイベント告知
・ 施設通貨モーリーの発行、運用 (給料制度にする)
・ 外部業者による売店・物産展の開催
・ 地域活動への参加

第一号通所介護事業所みどりの森

1 基本方針

単身世帯が増加し、支援を必要とする高齢者増加に伴い高齢者の介護予防が求められている中、高齢者の社会参加・社会的役割を持つことが生きがいなることが重要である。

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく人と人とのつながりを通じて参加や通いの場が継続的に拡大していき在宅生活で新しい介護予防事業となることとする。

2 目標

- ・ 通いの場所として環境を整える。
- ・ 体操などのほかに趣味活動を通した居場所づくりに努める。
- ・ 利用者同士、職員等人と人とのつながりを感じられることにより社会参加を促す。
- ・ ミニデイサービスとして季節に応じたサービスを行う。

指定居宅介護支援事業所みどりの森

1 基本方針

介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立な立場で事業の運営に当たります。

介護サービスの実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な福祉サービス及び保健医療サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に供給されるよう努めるものとします。

2 事業内容

(1) サービス事業

- ・状態の把握

利用者の居宅等を訪問し、利用者様本人及び家族と面接して情報を收拾し抱えている問題や解決すべき課題を把握する。

- ・計画原案の作成

当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用者様等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者サービスを選択を求めます。

- ・サービス担当との連絡・調整

介護支援専門員を中心にサービス担当者や利用者本人、家族も参加し意見交換等を行う。

- ・介護サービス計画の作成

介護サービスの基本方針、目標、サービスの種類、内容等の計画を作成する。

- ・利用者の同意

計画内容が利用者の希望に合っているか、確認します。

- ・継続的な経過観察・再評価

介護サービスの実施にあたって、計画に基づいて適切に提供されているかを確認する。また、経過観察によって、利用者様本人の心身状態やニーズの変化が明らかになった場合は、計画の見直しや変更を行い、再度介護サービスの変更や追加を行う。

- ・施設入所への支援

利用者本人、家族が介護保険施設への入所等を希望した場合、利用者本人等に介護保険施設の紹介その他の支援を行う。

- ・その他

介護保険等書類の提出代行。

(2) 営業日・営業時間等

- ・ 営業日 毎週月曜日から金曜日
- ・ 休業日 毎週土、日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）
- ・ 営業時間 午前9時から午後6時まで

(3) 利用者・家族及び他事業所との連携

- ・ 利用者、家族と連絡を取り、心身の状態等の情報収集や家庭における介護等の相談、助言を行う。
- ・ 保健医療サービス事業者及び福祉サービス事業所との連携を図り、利用者が継続的に保健医療又は福祉のサービスを利用できるよう、必要な援助を行う。

(4) 会議・研修

・ 会議

- | | |
|------------------|--------|
| 1、ミーティング | 随時 |
| 2、連絡会議 | 月2回 |
| 3、宮代町自立支援型地域ケア会議 | 2ヵ月に1回 |
| 4、宮代地域包括拡大会議 | 年1回 |
| 5、宮代町介護従事者連絡会 | 年2回 |

・ 研修

- | | |
|----------|-----|
| ① 施設内勉強会 | 月1回 |
| ② 施設外研修 | 随時 |

宮代町高齢者等給食配食サービス

1 基本方針

これからの高齢化社会に於いて在宅福祉の充実は重要なことであり、一人暮らしの高齢者並びに要介護等認定者を抱える高齢者二人暮らし世帯などを対象に栄養のバランスを配慮し、且つ心のこもった夕食を週3回宅配し、安定した食生活ができる様に援助します。

2 目標

- ・ 衛生管理に努め、安全でおいしい食事の提供に努める
- ・ 栄養量や治療食などに配慮し、個人の嗜好にあった食事の提供をする
- ・ 利用者の状態に応じた、食べやすい食事を提供し、盛り付けに工夫する
- ・ 季節感や祭事を味わえる食事の工夫をする

3 対象者

- ・ 町内に住所を有する65歳以上の一人暮らしの高齢者で、介護保険で認定された方、又は一人暮らしの重度心身障害者の方。
- ・ 町内に住所を有する65歳以上の高齢者世帯で、介護保険で認定された方を含む世帯に属する方。

4 配食日

月、水、金の週3日のうち配食を希望する曜日ただし、年末年始、祭日は配食しないものとする。

5 みどりの森だよりの配布

配食の様子や食事や栄養の大切さ、利用者様の声を通信する・・・月1回

6 栄養課からの配布品

- ・ 敬老の日 ・ 年末
- ・ 節分 ・ ひな祭り

7 年1回の嗜好調査の実施し、利用者の状況を把握し、献立に反映させる。

生計困難者に対する相談支援事業

1 基本方針

社会福祉法人みつなみ会は、第2種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施します。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

2 地域の生活困窮者に対する担当相談員の配置並びに総合生活相談活動

社会貢献事業を実施するために、本会に地域の生活困窮者に対する担当相談員を配置し地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3 経済的援助活動

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した地域の生活困窮者に対する担当相談員は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、地域の生活困窮者に対する担当相談員からの報告に基づき、経済援助の可否を決定する。

4 研修会等への参加

地域の生活困窮者に対する担当相談員は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ① ブロック別事例検討会義
- ② 社会貢献活動推進連絡会議

地域貢献活動

地域共生社会の実現に向けて、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域を共に創っていく役割を目標として活動します。

地域のつながりの強化をするために社会福祉法人みつなみ会が取り組める事を実施いたします。

年間活動計画

- (1) 地域のクリーン活動
- (2) その他 地域ニーズに対応する貢献活動